

令和 7 年度

6 月補正予算の概要
〈関税・物価高騰対策〉

令和 7 年 7 月
防 府 市

補正予算編成の考え方

米国の関税措置等が不透明な状況の中、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金も活用し、市内事業者等の不安感を払拭するため、超低金利の融資枠（10 億円）の創設、県の経営安定資金に対する利子補給、市内事業者の生産性向上の取組支援等、当面の緊急対策を講じます。

歳入歳出予算総額

325 百万円

単位：千円

事業名	補正額	財源内訳		
		国庫支出金 (臨時交付金)	諸収入	一般財源
特別相談窓口の支援強化	5,000	4,408		592
関税・物価高騰対策緊急支援資金	210,000		200,000	10,000
山口県経営安定資金利子補給事業	10,000			10,000
生産性向上緊急対策事業	100,000	40,000		60,000
計	325,000	44,408	200,000	80,592

※一般財源はすべて財政調整基金の取り崩しで対応

○その他

庁舎建設事業（債務負担行為）

＜特別相談窓口の支援強化＞

5 百万円

4 月 7 日から商工会議所をはじめ 3 箇所に設置している相談窓口において、
中小企業診断士等の専門家による、個別相談体制の充実を図ります。

＜中小企業者等の資金繰り支援強化＞

220 百万円

中小企業者等の資金繰りを支援するため、低利の融資枠を創設するとともに、
山口県の制度融資（経営安定資金）にかかる利子を補給します。

○関税・物価高騰対策緊急支援資金

210 百万円

〔融 資 枠〕 10 億円

〔融資要件〕 関税の影響等を受けることが見込まれるもの（コネクト 22 が確認）

〔限 度 額〕 1,500 万円

〔利 率〕 5 年以内：1.3%、5 年超 10 年以内：1.4%

〔保 証 料〕 市全額負担

○山口県経営安定資金利子補給事業

10 百万円

〔対 象 者〕 県の経営安定資金※を受けたもの

※融資要件：環境の急激な変化等により経営の安定に支障が生じているもの など

限 度 額：8,000 万円

〔補 給 率〕 年 0.5%

※利子補給により、市の関税・物価高騰対策緊急支援資金の利率に合わせます。

5 年以内：1.8% ⇒ 1.3%、5 年超 10 年以内：1.9% ⇒ 1.4%

〔補給期間〕 県の経営安定資金の借入年数（10 年以内）

〔利子補給限度額〕 融資総額 20 億円（上限）に対する年 0.5%相当額

【債務負担行為】

事 項	限 度 額	期 間
山口県経営安定資金利子補給事業 （令和 7 年度）	融資額 2,000,000 千円を 限度とする借入残高に対 して年 0.5%に相当する額	令和 8 年度から 令和 17 年度まで

＜生産性向上緊急対策＞

100 百万円

市内事業者が行う、生産能力の増強や省力化等の設備導入を支援します。

〔対 象 者〕 中小企業、小規模事業者、農家等の個人事業主

介護サービス事業者、保育事業者等

〔事 例〕 機械装置：配膳ロボット、無人搬送車 など

デジタル：顧客管理システム、在庫管理システム など

福祉関連：介護ロボット、パワーアシストスーツ など

農業関連：農業用ドローン、コンバイン など

〔補 助 率〕 対象事業費の2／3

〔補助上限〕 100 万円

【参考】当初予算等で実施中の主な関税・物価高騰対策

○資金繰り支援

- ・物価高騰等対応制度融資（融資枠 13 億円）

○省力化設備等導入支援補助金

50 百万円

- ・生産能力の増強や省力化・デジタル化等の設備導入を支援
- ・補助率 2/3、補助上限 100 万円

○プレミアム付商品券

100 百万円

- ・8 月末まで利用可能なプレミアム付商品券を 4 万セット発行

参考資料

庁舎建設事業

工事内容の追加・工期の延伸に伴う債務負担行為設定について

事 項	限 度 額	期 間
庁舎建設事業（解体・外構整備・立体駐車場建設工事及び工事監理業務変更契約分）	1,100,000 千円	令和8年度から 令和9年度まで

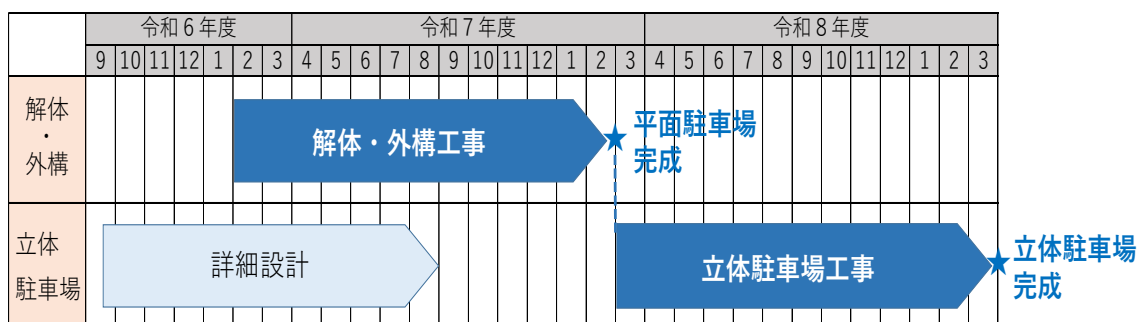
○工事内容の追加（約2億円）

- ・ 解体工事の施工段階において、4号館の床・壁等からアスベストが検出されたことから、これらの撤去・処分等の追加工事を行うもの。

○工期の延伸（約3か月）

- ・ 工事スケジュール

変更前



変更後



